

富士見市「しき・ふじみ ニューリバータウン」建築協定書

(目 的)

第 1 条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条及びこれに基づく富士見市建築協定条例（昭和47年条例第50号）第2条に基づき、この協定の第5条に定める協定区域内における建築物の用途、構造、位置、形態又は建築設備に関する基準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この協定は、富士見市「しき・ふじみニューリバータウン」建築協定（以下「協定」という。）と称する。

(用語の定義)

第 3 条 この協定における用語の定義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

(協定の設定)

第 4 条 この協定は、建築基準法第76条の3第1項の規定に基づき、埼玉県 埼玉県知事 上田清司が設定し、第5条に定める区域内の土地の所有者等となった者へ継承する。

(協定区域)

第 5 条 この協定の区域は、富士見市大字水子字北袋2940番21ほかの「しき・ふじみニューリバータウン」内の下記の区域とし、別紙図面に区域を表示する。

協定区域 富士見市大字水子字北袋2940番21、22、23、24、25、
26、27、28、29、30

（以上、画地番号 富1から富10までの10区画）

(建築物の基準)

第 6 条 前条に定める区域内の建築物の用途、位置、形態及び設備は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 一戸建とし、専用住宅若しくは併用住宅とする。ただし、附属建築物である物置、車庫、勉強部屋等は除く。
- (2) 階数は地階を除き3以下とする。
- (3) 地盤面（埼玉県からの購入時の造成地盤面）からの最高の高さは10m以下とする。
- (4) 外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（道路境界線を含む。）までの距離は1m以上とする。ただし、5㎡以下の物置及び20㎡以下の車庫で住宅に付属するものはこの限りでない。
- (5) 敷地境界に設けるさくは、風致を損なわぬよう、生垣又は高さ1m以下の開放的フェンスとすること。

(緑の保全)

第 7 条 敷地内の空地は環境に応じた植樹を行う等、緑化に努め、良好な管理を行うものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、埼玉県川越県土整備事務所長の認可の公告があった日から10年間とし、その期間が満了する前に土地の所有者等がこの協定の廃止について文書をもって申し出をしないときは、更に10年間延長するものとする。ただし、違反者の措置に関しては期間満了後もなお効力を有するものとする。

(協定の効力)

第 9 条 この協定は、埼玉県川越県土整備事務所長の認可の公告があった日以後において、協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても効力を有する。

(協定の変更・廃止)

第 10 条 この協定にかかる協定区域、建築物の基準、有効期間および協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、土地の所有者等全員の合意によらなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合には、土地の所有者等の過半数の合意によらなければならない。

(違反者の措置)

第 11 条 第6条の規定に違反した者があった場合、第14条に定める委員長は、委員会の決定に基づき当該土地の所有者等に対して工事施工の停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて、当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の請求があった場合、当該土地の所有者等はこれに従わなければならない。

(裁判所への出訴)

第 12 条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該土地の所有者等がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行又は当該土地の所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2 前項の出訴手続等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(運営委員会)

第 13 条 協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員若干名をもって組織する。

3 委員は、土地の所有者等の互選により選出する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

5 委員は再任されることができる。

(役 員)

第 14 条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

会 計 1名

2 委員長は、委員の互選により選出する。

委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

- 3 副委員長及び会計は、委員の中か委員長が委嘱する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるときこれを代理する。
- 5 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(補 則)

第 15 条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事及び委員に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(効力の発生)

- 1 この協定は、認可の日から3年以内において、第5条に定める区域内の土地の所有者等が2以上となった時から効力を発する。

(1人建築協定が効力を有することになった旨の届出)

- 2 前項の規定により、この協定が発効する場合、第4条に定める協定設定者は建築基準法施行細則（昭和36年埼玉県規則第15号）第15条の3に基づき、1人建築協定が効力を有することになった旨の届出を埼玉県川越県土整備事務所に提出するものとする。

(協定書の提出及び保管)

- 3 この協定書を3部作成し、2部を埼玉県川越県土整備事務所に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを土地の所有者等となったもの全員に配布する。

上記建築協定を設定します。

年 月 日

所有土地の表示

富士見市大字水子字北袋2940番21、宅地、	204.69㎡
富士見市大字水子字北袋2940番22、宅地、	189.57㎡
富士見市大字水子字北袋2940番23、宅地、	163.31㎡
富士見市大字水子字北袋2940番24、宅地、	171.92㎡
富士見市大字水子字北袋2940番25、宅地、	199.28㎡
富士見市大字水子字北袋2940番26、宅地、	191.82㎡
富士見市大字水子字北袋2940番27、宅地、	202.60㎡
富士見市大字水子字北袋2940番28、宅地、	199.40㎡
富士見市大字水子字北袋2940番29、宅地、	215.31㎡
富士見市大字水子字北袋2940番30、宅地、	195.51㎡
計	1,933.41㎡

土地所有者

住 所 埼玉県浦和市浦和区高砂3丁目15番1号
氏 名 埼玉県
埼玉県知事 上田 清司